

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 3月22日

神河町長 山名宗悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 上小田地区 当初（平成30年3月）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年 9月23日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	6経営体
	集落営農	0組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手は、いるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体が、今後、農地中間管理機構からの借受を希望するかどうかは、現在、未定である。しかし、希望があれば機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

この地域については、水稲作がもっとも適している生産しやすく、農地を守っていく上でも、水稲作を推奨する。

平成30年産から行政からの生産数量目標の配分がなくなり、生産者、集荷業者等の需要に応じた生産に切り替わることを視野に入れながら、土地利用について検討する。

耕作放棄地の解消に向け、自然薯の面積拡大を行う。

【担い手について】

現在は、各個人での経営が行われていて、高齢化及び後継者不足により、農地の不作付け地（耕作放棄地等）の増加が懸念されている中、話し合いにより、各隣保において、専業、兼業を問わず担い手農家として位置づけを行い、今後離農される農家のほ場の受け入れを行う。

今後も地域の中で話し合いを進め、特に担い手農家の育成を進める。また、農業経営に意欲のある都市部からの移住の希望等がある場合、農地の貸付等に協力をする。

【農地の管理】

中山間地域では、畦畔管理が一番の課題であるので、地域で、畦畔管理作業の省力化について検討する。また、農地の出し手の方は、できるだけ草刈、水管理等協力する。